

5 騒音・振動・悪臭・交通公害関係資料

表 騒音1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域 (単位：デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

- 備考 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域 (単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域。	65以下	60以下

- 備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(幹線交通を担う道路に近接する空間における特例)

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

(注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 騒音2 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- 備考 1 Iを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 2 IIを当てはめる地域は、I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

表 騒音3 特定工場等に関する騒音の規制基準

時間の区分	区域の区分				時間の区分
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
昼間	50	60	65	70	午前8時～午後7時 (津久見市は午前7時～午後7時)
朝・夕	45	50	60	65	午前6時～午前8時 (津久見市は午前6時～午前7時) 午後7時～午後10時
夜間	40	45 日田市は40	50 津久見市は55	60 臼杵市は55	午後10時～ 翌日の午前6時

- 備考 1 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。
- 2 第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
- 3 第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
- 4 第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

表 騒音4 特定建設作業に関する騒音の規制基準

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	85デシベル	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 「1号区域」とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長）が指定した区域を言う。

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

「2号区域」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 騒音5 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定等市町村一覧 (令和2年4月1日現在)

市町村名	旧市町村名	騒音規制法						振動規制法							
		特定工場等に係る区域の区分				特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号	特定工場等に係る区域の区分		特定建設作業に係る区域の区分		告示年月日	告示番号
		1種	2種	3種	4種	1号	2号			1種	2種	1号	2号		
大分市	大分市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	野津原町		○							規制地域なし					
	佐賀関町		○	○	○	○	○			○	○	○	○		
別府市	別府市	○	○	○				市告示		○	○	○		市告示	
中津市	中津市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	三光村		○				○	市告示		規制地域なし					
	本耶馬溪町		○				○	市告示		規制地域なし					
	耶馬溪町		○				○	市告示		規制地域なし					
	山国町		○				○	市告示	○		○		市告示		
日田市	日田市		○	○			○	市告示		○	○	○		市告示	
佐伯市	佐伯市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	上浦町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	弥生町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	本匠村		○				○	市告示		○		○		市告示	
	宇目町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	直川村		○				○	市告示		○		○		市告示	
	鶴見町		○				○	市告示		○		○		市告示	
	米水津村		○				○	市告示		○		○		市告示	
蒲江町		○				○	市告示		○		○		市告示		
白杵市	白杵市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
津久見市	津久見市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
竹田市	竹田市	○	○	○				市告示		○	○	○		市告示	
	久住町	規制地域なし													
豊後高田市	豊後高田市	○	○	○	○	○		市告示		○	○	○		市告示	
	香々地町		○				○	市告示		規制地域なし					
杵築市	杵築市		○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	山香町		○	○			○			規制地域なし					
宇佐市	宇佐市	○	○	○	○	○	○	市告示		○	○	○	○	市告示	
	院内町		○				○	市告示		規制地域なし					
	安心院町		○				○	市告示		規制地域なし					
豊後大野市	三重町	○	○	○			○	市告示		○	○	○		市告示	
	緒方町		○				○	市告示		規制地域なし					
	大野町		○				○	市告示	○		○		市告示		
	千歳村		○				○	市告示	○		○		市告示		
	犬飼町		○				○	市告示	○		○		市告示		
由布市	挾間町	○	○	○			○	市告示		○	○	○		市告示	
	庄内町		○				○			○		○			
	湯布院町	○	○	○			○			○	○	○			
国東市	国見町		○	○			○	市告示		規制地域なし					
	国東町	○	○	○			○			○	○	○		市告示	
	武蔵町		○				○			○		○			
	安岐町		○				○			○		○			
日出町	日出町	○	○	○			○	町告示		○	○	○		町告示	
九重町	九重町		○				○	S54.4.3 第389号		規制地域なし					
玖珠町	玖珠町	○	○	○			○	町告示		○	○	○		町告示	
姫島村	姫島村	規制地域なし													

(備考) 着色されている市町は、騒音に係る環境基準の類型の当てはめがあることを示す。

表 騒音6 一般環境における騒音の環境基準達成状況

(令和元年度)

市町村名	地域の 類型	測定 地点数	環境基準達成地点		時間区分毎の環境基準達成状況			
					昼間		夜間	
			地点数	達成率	地点数	達成率	地点数	達成率
大分市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	6	6	100%	6	100%	6	100%
中津市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	5	3	60%	4	80%	3	60%
	C	3	2	67%	3	100%	3	67%
	計	10	7	70%	9	90%	7	70%
日田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
佐伯市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	0	0	—	0	—	0	—
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
臼杵市	A	0	0	—	0	—	0	—
	B	0	0	—	0	—	0	—
	C	1	0	0%	0	0%	0	0%
	計	1	0	0%	0	0%	0	0%
津久見市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	4	2	50%	4	100%	2	50%
	C	5	5	100%	5	100%	5	100%
	計	11	9	82%	11	100%	9	82%
竹田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
豊後高田市	A	1	1	100%	1	100%	1	100%
	B	1	1	100%	1	100%	1	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	3	3	100%	3	100%	3	100%
杵築市	A	3	3	100%	3	100%	3	100%
	B	4	4	100%	4	100%	4	100%
	C	2	2	100%	2	100%	2	100%
	計	9	9	100%	9	100%	9	100%
宇佐市	A	2	0	0%	0	0%	2	100%
	B	2	2	100%	2	100%	2	100%
	C	1	1	100%	1	100%	1	100%
	計	5	3	60%	3	60%	5	100%
国東市	A	2	2	100%	2	100%	2	100%
	B	0	0	—	0	—	0	—
	C	1	0	0%	1	100%	0	0%
	計	3	2	67%	3	100%	2	67%
合計	A	17	15	88%	15	88%	17	100%
	B	22	18	82%	21	95%	18	82%
	C	18	15	83%	17	94%	16	89%
	計	57	48	84%	53	93%	50	88%

備考 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市生活環境課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、臼杵市環境課、
津久見市環境保全課、竹田市市民課、豊後高田市環境課、杵築市生活環境課、宇佐市生活環境課、
国東市環境衛生課

表 騒音7 道路に面する地域の騒音測定結果 (令和元年度)

道路名	測定地点	測定開始 年 月 日	測定終了 年 月 日	環境 基準 類型	騒音 規制 区分	車 線 数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音 レベル (dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
東九州自動車道	大分市大字金谷迫1573-2	2020/ 2/ 4	2020/ 2/ 5	B	b	4	55	48	70	65	75	70
国道10号線	杵築市山香町大字下2659	2019/11/19	2019/11/20	-	c	2	△72	64	70	65	75	70
	宇佐市大字四日市965-1	2019/11/11	2019/11/12	C	c	2	69	△67	70	65	75	70
	宇佐市大字南宇佐2124-5	2019/11/19	2019/11/20	C	c	2	69	△66	70	65	75	70
	宇佐市大字岩崎1177-1	2019/10/28	2019/10/29	B	b	2	69	△67	70	65	75	70
国道210号線	大分市大道町3丁目4番42号	2020/ 1/15	2020/ 1/16	C	c	5	67	64	70	65	75	70
	大分市大字横瀬2159番3	2020/ 1/20	2020/ 1/21	B	b	2	70	64	70	65	75	70
	日田市石井2丁目556-6	2020/ 2/ 3	2020/ 2/ 4	B	b	2	62	59	70	65	75	70
	由布市挾間町挾間104番地1	2019/10/31	2019/11/ 1	C	-	2	68	65	70	65	75	70
国道212号線	玖珠郡九重町大字右田	2020/ 1/28	2020/ 1/28	-	-	2	71	67	70	65	75	70
	中津市本耶馬溪町曾木1861	2020/ 1/29	2020/ 1/30	B	b	2	68	64	70	65	75	70
	中津市耶馬溪町柿坂138-1	2020/ 1/28	2020/ 1/29	B	b	2	66	62	70	65	75	70
	中津市山国町宇曾1210	2020/ 1/31	2020/ 2/ 1	B	b	2	68	63	70	65	75	70
国道213号線	日田市吹上町1231-4	2020/ 3/17	2020/ 3/18	B	c	4	67	60	70	65	75	70
	豊後高田市新地1719番地1	2020/ 3/17	2020/ 3/18	B	c	2	56	52	70	65	75	70
	杵築市大字大内4537	2019/11/19	2019/11/20	B	b	2	67	57	70	65	75	70
	杵築市大字杵築塩田665	2019/11/19	2019/11/20	C	c	2	58	51	70	65	75	70
	杵築市大字猪尾59	2019/11/19	2019/11/20	B	b	2	62	58	70	65	75	70
	国東市国東町小原121番地4	2020/ 2/27	2020/ 3/ 6	C	c	2	64	57	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川1905番地1	2020/ 2/27	2020/ 3/ 6	A	a	2	62	54	70	65	75	70
	国東市国東町鶴川136番地1	2020/ 2/27	2020/ 3/ 6	C	c	2	61	56	70	65	75	70
国道217号線	国東市国東町田深280番地2	2020/ 2/27	2020/ 3/ 6	C	c	2	62	58	70	65	75	70
	大分市大字佐賀関750-90	2020/ 1/ 9	2020/ 1/10	C	c	2	65	57	70	65	75	70
	佐伯市西谷町5番49号	2019/11/12	2019/11/13	C	c	2	61	51	70	65	75	70
	佐伯市大字戸穴336番地1	2019/11/18	2019/11/19	B	b	2	64	51	70	65	75	70
	津久見市セメント町2番	2019/11/25	2019/11/26	C	c	2	62	54	70	65	75	70
	津久見市中町4-32	2020/ 3/ 9	2020/ 3/10	C	c	2	69	63	70	65	75	70
国道387号	津久見市大字千怒210-6	2020/ 3/ 3	2020/ 3/ 4	C	c	2	67	58	70	65	75	70
	宇佐市大字別府254-5	2019/11/ 5	2019/11/ 6	C	c	4	64	57	70	65	75	70
国道388号	宇佐市院内町山城32	2019/10/ 8	2019/10/ 9	B	b	2	65	54	70	65	75	70
国道500号	佐伯市駅前2丁目4番26号	2019/11/14	2019/11/15	C	c	4	60	54	70	65	75	70
国道502号	宇佐市安心院町下毛2112-1	2019/11/26	2019/11/27	B	b	2	60	51	70	65	75	70
国道23号	臼杵市大字野田	2019/12/17	2019/12/18	C	c	4	67	60	70	65	75	70
県道23号	宇佐市大字長洲1482-1	2019/10/17	2019/10/18	C	c	2	70	△66	70	65	75	70
県道44号	宇佐市大字川部841-1	2019/10/16	2019/10/17	B	b	2	59	49	70	65	75	70
県道鶴崎大南線	大分市皆春621-1	2019/12/18	2019/12/19	B	b	2	68	62	70	65	75	70
県道東下中津線	中津市上宮永314	2020/ 2/ 4	2020/ 2/ 5	A	a	2	65	57	70	65	75	70
県道中津吉富線	中津市一ツ松62-1	2020/ 1/20	2020/ 1/21	A	a	2	62	55	70	65	75	70
	中津市殿町1383-1	2020/ 3/ 2	2020/ 3/ 3	C	c	2	62	57	70	65	75	70
県道田尻臨海線	中津市田尻1101	2020/ 3/ 4	2020/ 3/ 5	B	b	2	68	△66	70	65	75	70
県道中津高田線	中津市豊田町14-38	2020/ 2/ 3	2020/ 2/ 4	C	c	4	59	53	70	65	75	70
	中津市中殿512(東本町)	2020/ 1/15	2020/ 1/16	C	c	2	△72	△67	70	65	75	70
	中津市中殿571	2020/ 1/16	2020/ 1/17	C	c	2	63	58	70	65	75	70
県道万田四日市線	中津市福島1902	2020/ 1/23	2020/ 1/24	B	b	2	56	46	70	65	75	70
県道白木沖代線	中津市三光白木1495-4	2020/ 1/30	2020/ 1/31	B	b	2	66	60	70	65	75	70

道路名	測定地点	測定開始 年月日	測定終了 年月日	環境基準 類型	騒音 規制 区分	車 線 数	環境基準				要請限度	
							測定結果 (等価騒音レベル・dB)		環境基準値 (dB)		等価騒音 レベル(dB)	
							昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)	昼間 (Leq)	夜間 (Leq)
県道白地日田線	日田市上城内町29	2020/ 3/ 5	2020/ 3/ 6	C	c	2	61	49	70	65	75	70
県道大田杵築線	杵築市大字杵築古野924	2019/11/19	2019/11/20	B	b	2	62	52	70	65	75	70
県道豊後高田国東線	国東市国東町田深741番地	2020/ 2/ 27	2020/ 3/ 6	B	b	2	60	40	70	65	75	70
市道東津留1号線	大分市古ヶ鶴2丁目2-19	2020/ 3/ 11	2020/ 3/ 12	B	b	4	60	55	70	65	75	70
市道萩原・明野線	大分市萩原3丁目23番20号	2019/12/18	2019/12/19	B	b	4	64	56	70	65	75	70
市道大原日田線	日田市田島2丁目6-1	2020/ 2/ 5	2020/ 2/ 6	C	c	2	56	45	65	60	75	70
市道駅前佐伯大橋線	佐伯市池船町19番19号	2019/11/11	2019/11/12	B	b	2	62	52	65	60	75	70
市道白坪女島線	佐伯市中村北町6番8号	2019/11/13	2019/11/14	B	b	2	61	53	65	60	75	70
市道徳浦松崎線	津久見市入船東町3	2020/ 3/ 12	2020/ 3/ 13	C	c	2	62	57	65	60	75	70
市道七里線	竹田市大字会々七里	2019/12/ 5	2019/12/ 6	B	b	2	47	36	65	60	75	70
市道128号	宇佐市大字岩崎798-2	2019/10/29	2019/10/30	B	b	1	55	44	55	45	65	55
市道117号	宇佐市大字閣395	2019/11/ 6	2019/11/ 7	C	c	2	△66	58	65	60	75	70
市道120号	宇佐市大字四日市1352-2	2019/10/21	2019/10/22	C	c	2	62	50	65	60	75	70
市道243号	宇佐市大字神子山新田39-17	2019/10/31	2019/11/ 1	B	b	2	56	45	65	60	75	70
飯田高原中村線	玖珠郡九重町大字田野	2020/ 1/ 28	2020/ 1/ 28	-	-	2	65	48	65	60	75	70

(備考) 1 調査は下記の機関による

大分市環境対策課、中津市環境政策課、日田市環境課、佐伯市環境対策課、津久見市環境保全課、竹田市市民課、豊後高田市環境課、杵築市生活環境課、宇佐市生活環境課、由布市環境課、国東市環境衛生課

2 網掛け部分は大分県環境保全課の常時監視測定結果である。

3 △は環境基準値を超過するもの。▲は要請限度を超過する騒音レベルを示す。

(要請限度は3日間の測定で評価を行わなければならないため、※を付したものは参考までの評価とする。)

表 騒音 8 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の面的評価結果

(令和元年度)

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (96,845戸)	94,642	97.7	450	0.5	580	0.6	1,173	1.2
近接空間 (39,575戸)	38,142	96.4	324	0.8	346	0.9	763	1.9
非近接空間 (57,270戸)	56,500	98.7	126	0.2	234	0.4	410	0.7

備考 1 近接空間とは、面的評価を行う50mの範囲のうちで、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

・2車線以下の車線を有する幹線道路 道路端から15m

・2車線を超える車線を有する幹線道路 道路端から20m

2 非近接空間とは、50mの評価範囲のうちで近接空間以外の場所をいう。

表 騒音9 道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況の評価結果（道路種類別総括表）

（令和元年度）

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果（全体）				評価結果（近接空間）				評価結果（非近接空間）				
			昼夜とも 基準値 以下 ①	昼の み 基準 値 以下 ②	夜の み 基準 値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼の み 基準 値 以下 ②	夜の み 基準 値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼の み 基準 値 以下 ②	夜の み 基準 値 以下 ③
全体（住居等戸数）	3129.1	1142	96,845	450	580	1,173	39,575	38,142	324	346	763	56,500	126	234	410
高速自動車国道	98.3	48	1,179	0	2	5	433	432	0	1	0	746	0	1	5
一般国道	991.6	462	35,994	308	117	535	14,079	13,453	224	55	347	20,915	84	62	188
県道	2027.1	619	56,682	125	452	614	23,377	22,590	86	290	411	33,305	39	162	203
4車線以上の市町村道	12.1	13	3,990	17	9	19	1,686	1,667	14	0	5	2,304	3	9	14

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果（全体）				評価結果（近接空間）				評価結果（非近接空間）				
			昼夜とも 基準値 以下 ①	昼の み 基準 値 以下 ②	夜の み 基準 値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼の み 基準 値 以下 ②	夜の み 基準 値 以下 ③	昼夜とも 基準値 超過 ④	住居等 戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値 以下 ①	昼の み 基準 値 以下 ②	夜の み 基準 値 以下 ③
全体（割合）	3129.1	1142	100.0	0.5	0.6	1.2	100.0	96.4	0.8	0.9	1.9	98.7	0.2	0.4	0.7
高速自動車国道	98.3	48	100.0	0.0	0.2	0.4	100.0	99.8	0.0	0.2	0.0	99.2	0.0	0.1	0.7
一般国道	991.6	462	100.0	0.9	0.3	1.5	100.0	95.6	1.6	0.4	2.5	98.4	0.4	0.3	0.9
県道	2027.1	619	100.0	0.2	0.8	1.1	100.0	96.6	0.4	1.2	1.8	98.8	0.1	0.5	0.6
4車線以上の市町村道	12.1	13	100.0	0.4	0.2	0.5	100.0	98.9	0.8	0.0	0.3	98.9	0.1	0.4	0.6

（備考1） 上表の「全体（住居等戸数）」「全体（割合）」に記載されている数字は、重複計上されている分を除く。
 ただし、「道路種類別の内訳」に記載されている戸数及び割合については、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。

表 騒音10 町村の路線別の面的評価結果(戸数)

(令和元年度)

路線名	面的評価(全体)				面的評価(近接空間)				面的評価(非近接空間)				
	住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下① (戸)	昼のみ基準値以下② (戸)	夜のみ基準値以下③ (戸)	昼夜とも基準値超過④ (戸)	昼夜とも基準値以下① (戸)	昼のみ基準値以下② (戸)	夜のみ基準値以下③ (戸)	昼夜とも基準値超過④ (戸)	住居等戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも基準値以下① (戸)	昼のみ基準値以下② (戸)	夜のみ基準値以下③ (戸)
九州横断自動車道長崎大分線	105	105	0	0	0	42	42	0	0	63	63	0	0
一般国道10号	523	519	4	0	0	177	174	3	0	346	345	1	0
一般国道11号(日田ハイパス)	31	31	0	0	0	10	10	0	0	21	21	0	0
一般国道210号	669	476	111	0	82	283	113	94	0	386	363	17	6
一般国道213号	435	431	0	4	0	166	166	0	0	269	265	0	4
一般国道387号	426	425	0	1	1	205	204	0	0	221	221	0	0
一般国道387号BP(町田ハイパス)	73	73	0	0	0	28	28	0	0	45	45	0	0
西浦姫島港線	98	98	0	0	0	29	29	0	0	69	69	0	0
北浦姫島港線	63	63	0	0	0	18	18	0	0	45	45	0	0
稲積姫島港線	151	151	0	0	0	57	57	0	0	94	94	0	0
日下山香線	54	54	0	0	0	23	23	0	0	31	31	0	0
別府山香線	20	20	0	0	0	7	7	0	0	13	13	0	0
八坂真那井線	12	12	0	0	0	7	7	0	0	5	5	0	0
日出海線	93	93	0	0	0	23	23	0	0	70	70	0	0
日出真那井桝築線	393	393	0	0	0	189	189	0	0	204	204	0	0
藤原桝築線	4	4	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
別府一の宮線	6	6	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0
飯田高原中村線	131	127	0	0	4	64	60	0	0	67	67	0	0
下恵良九重線	205	205	0	0	0	134	134	0	0	71	71	0	0
田野庄内線	45	45	0	0	0	28	28	0	0	17	17	0	0
田野宝泉寺停車場線	51	51	0	0	0	30	30	0	0	21	21	0	0
右田引治線	25	25	0	0	0	12	12	0	0	13	13	0	0
菅原戸畑線	3	3	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0
田野野上線	46	46	0	0	0	24	24	0	0	22	22	0	0
森耶馬溪線	21	21	0	0	0	13	13	0	0	8	8	0	0
玖珠山国線	446	445	0	1	1	214	213	0	0	232	232	0	0
日田玖珠線	90	90	0	0	0	47	47	0	0	43	43	0	0
玖珠天瀬線	52	52	0	0	0	28	28	0	0	24	24	0	0
白地日田線	8	8	0	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0
下恵良九重線	27	27	0	0	0	7	7	0	0	20	20	0	0
書曲野田線	170	170	0	0	0	95	95	0	0	75	75	0	0
川上玖珠線	38	38	0	0	0	19	19	0	0	19	19	0	0
平原耶馬溪線	12	12	0	0	0	7	7	0	0	5	5	0	0
全体(合計)	4,492	4,291	115	4	88	1,979	1,806	97	0	2,513	2,485	18	4

(備考1) 上表の戸数は、交差点等における複数評価区間の重複計上分を含む。ただし、「全体(合計)」の戸数は、重複計上されている分を除く。

表 騒音 11 町村の路線別の面的評価結果 (割合)

(令和元年度)

路線名	面的評価結果 (全体)				面的評価結果 (近接空間)				面的評価結果 (非近接空間)			
	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)	昼夜とも基準値以下 (%)	昼のみ基準値以下 (%)	夜のみ基準値以下 (%)	昼夜とも基準値超過 (%)
九州横断自動車道長崎大分線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道10号	99.2	0.8	0.0	0.0	98.3	1.7	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	0.0
一般国道11号 (日出ハイパス)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道210号	71.2	16.6	0.0	12.3	39.9	33.2	0.0	26.9	94.0	4.4	0.0	1.6
一般国道213号	99.1	0.0	0.9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	98.5	0.0	1.5	0.0
一般国道387号	99.8	0.0	0.0	0.2	99.5	0.0	0.0	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道387号BP (町田ハイパス)	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
北浦姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
稲積姫島港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出山香線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別府山香線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八坂真那井線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
日出真那井杵築線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
藤原杵築線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別府一の宮線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
飯田高原中村線	96.9	0.0	0.0	3.1	93.8	0.0	0.0	6.3	100.0	0.0	0.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野庄内線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野宝泉寺停車場線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
右田引治線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
菅原戸畑線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田野野上線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
森耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠山国線	99.8	0.0	0.0	0.2	99.5	0.0	0.0	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0
日田玖珠線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玖珠天瀬線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白地日田線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
下恵良九重線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
書曲野田線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
川上玖珠線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
平原耶馬溪線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
全体 (合計)	95.5	2.6	0.1	1.8	91.3	4.9	0.0	3.8	98.9	0.7	0.2	0.2

(備考1) 上表の割合の算出にあたっては、交差点等における複数評価区間の重複計上分の戸数を含んでいる。ただし、「全体(合計)」の割合の算出にあたっては、重複計上されている分を除いている。

表 騒音12 航空機騒音実態調査結果

(令和元年度)

調査地点	調査場所	地域類型	調査結果	
			L den (dB)	WECPNL
No.1	国東市武蔵町糸原120	Ⅱ	47	60
No.2	国東市武蔵町糸原3694	Ⅱ	49	64
No.5	国東市武蔵町糸原1627	Ⅰ	45	58
No.7	国東市安岐町塩屋1754	Ⅰ	41	52
No.9	国東市安岐町下原1134番地1	Ⅰ	39	52
No.10	国東市安岐町下原807番地1	Ⅱ	51	65
No.13	国東市武蔵町内田1648番地	Ⅰ	41	53

※調査地点番号が連番でないのは、調査地点の見直しを行ったことによるもの

表 騒音13 騒音苦情受付件数（発生原因別）

(令和元年度)

発生原因区分 市町村等	産業用機械作動	工事・建設作業	飲食店営業	カラオケ	自動車	鉄道	航空機	廃棄物投棄	家庭生活	その他	不明	合計	うち低周波							
														県保健所	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市
県保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
大分市	20	41	0	0	0	0	0	1	8	22	7	99	4							
別府市	3	15	1	0	2	0	0	0	7	11	1	40	2							
中津市	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	0							
日田市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8	0							
佐伯市	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	6	0							
臼杵市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0							
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0							
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0							
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
合計	31	57	1	0	3	0	0	1	19	41	8	161	6							

表 騒音14 騒音に係る特定施設別届出数

(令和2年3月31日現在)

特定施設 市町村	機金属加工機	圧縮機	破砕機	織機	製造用機械	穀物機	木材加工機	抄紙機	印刷機	射出成形機	合成樹脂成型機	鋳造機	特定施設数	特定工場数
	大分市	696	5,666	328	834	61	1	340	11	277	226	43	8,483	876
別府市	22	525	2	0	2	0	47	0	117	5	0	720	173	
中津市	369	912	43	0	13	1	78	0	37	225	15	1,693	167	
日田市	37	282	4	0	2	0	272	0	32	21	0	650	129	
佐伯市	99	482	45	0	7	0	112	0	57	0	1	803	100	
臼杵市	9	361	1	0	6	0	12	0	15	0	1	405	48	
津久見市	38	544	178	0	2	0	0	0	1	0	0	763	27	
竹田市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6	5	
豊後高田市	15	137	1	0	1	0	7	0	15	55	0	231	27	

特定施設 市町村	機金属加 械工	圧縮機 等	空 機	破砕石 機 等	土 機	織 機	製建設 造用資 材 械	製穀 粉物 機用	機木 材加 械工	抄 紙 機	印 刷 機 械	射出 成形 機	合成樹 脂用 機	鋳型 造型 機	総特定 施設 数設	総特定 工場 数等
杵築市	0	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	236	2	
宇佐市	96	96	1	0	2	0	8	0	3	86	1	293	46			
豊後大野市	2	58	4	0	2	0	0	0	0	26	0	92	19			
由布市	5	16	0	0	0	0	1	0	0	0	0	22	8			
国東市	16	83	1	0	1	0	1	0	0	107	0	209	18			
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
日出町	0	2	13	71	0	0	0	0	4	0	0	90	5			
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
玖珠町	1	9	0	0	0	0	0	0	2	21	0	33	8			
合計	1,407	9,395	621	905	99	2	880	11	560	788	61	14,729	1,658			

表 騒音15 騒音に係る特定建設作業別届出数 (令和元年度)

特定建設作業 市町村	使用 くい 打機 等を する 作業	使用 びよ う打 機を する 作業	使用 さく 岩機 を する 作業	使用 空気 圧縮 機を する 作業	設 けて 行 う 作 業 プ ラ ン ク リ ー ト 等	使 用 バ ッ ク ホ ウ を する 作業	使 用 シ ョ ラ ク タ ー を する 作業	使 用 ブ ル ド ー ザ ー を する 作業	合 計
大分市	14	0	488	23	0	0	0	0	525
別府市	4	0	45	8	0	41	0	1	99
中津市	1	0	2	0	0	10	1	2	16
日田市	1	0	2	0	0	0	0	0	3
佐伯市	2	0	5	1	0	49	2	0	59
臼杵市	0	0	0	1	0	0	0	0	1
津久見市	0	0	12	0	0	5	0	0	17
竹田市	0	0	0	1	0	1	0	0	2
豊後高田市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
杵築市	2	0	0	0	0	3	0	0	5
宇佐市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
豊後大野市	2	0	3	2	0	3	1	0	11
由布市	3	0	11	0	0	11	0	0	25
国東市	2	0	6	0	0	1	0	0	9
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	1	0	0	0	0	0	1
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	3	1	0	1	1	0	6
合計	31	0	578	37	0	127	5	3	781

表 振動1 振動規制基準

(1) 特定工場等 (単位：デシベル)

地域の区分 時間の区分	第1種区域	第2種区域	時間の区分
			昼間
夜間	55	60	午後7時～翌日の午前8時 (ただし、津久見市は午後7時～翌日の午前7時)

備考 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
「第2種区域」とは、住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいう。

(2) 特定建設作業

規制項目	区域の区分	
	1号区域	2号区域
基準値	75デシベル	
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	10時間/日	14時間/日
最大作業日数	連続 6日	
作業禁止日	日曜日及び休日	

備考 「1号区域」とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が指定した区域を言う。

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域

ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

「2号区域」とは、法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域を言う。

表 振動2 振動苦情受付件数（発生原因別）

(令和元年度)

振動の種類 市町村	産業用 機械作動	工事・ 建設作業	自動車・鉄道・ 航空機運行	その他	不明	合計
県保健所	0	0	0	0	0	0
大分市	0	5	1	0	0	6
別府市	0	0	0	0	0	0
中津市	0	0	0	0	0	0
日田市	0	0	0	0	0	0
佐伯市	0	1	0	0	0	1
臼杵市	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	1	0	0	0	1
由布市	0	0	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0
合計	0	7	1	0	0	8

表 振動3 振動に係る特定施設別届出数

(令和2年3月31日現在)

特定施設 市町村	金属加工機械	圧縮機	土石用破碎機等	織機	コンクリート ブロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	合成樹脂又は 用のロール機	射出成形機	合成樹脂用	鋳造型機	特定施設総数	特定工場等総数
大分市	584	786	236	716	27	31	120	0	205	41	2,746	440	
別府市	56	86	2	0	0	0	39	0	5	0	188	61	
中津市	282	317	26	0	3	4	5	14	292	4	947	101	
日田市	2	126	0	0	0	2	0	0	21	0	151	19	
佐伯市	82	68	46	0	0	21	13	0	1	0	231	50	
臼杵市	76	155	1	0	1	1	5	0	1	0	240	36	
津久見市	36	128	171	0	0	0	0	0	0	0	335	22	
竹田市	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	4	3	
豊後高田市	16	94	1	0	0	2	4	0	74	0	191	24	
杵築市	0	10	0	0	0	0	0	0	19	0	29	2	
宇佐市	95	63	1	0	0	0	0	0	86	0	245	32	
豊後大野市	0	18	3	0	0	0	0	0	26	0	47	9	
由布市	3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	17	5	
国東市	15	35	1	0	0	0	0	0	87	0	138	13	
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
玖珠町	0	8	0	0	0	0	0	2	21	0	31	6	
合計	1,247	1,910	488	716	31	63	186	16	838	45	5,540	823	

表 振動4 振動に係る特定建設作業別届出数

(令和元年度)

特定建設作業 市町村	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレイカーを使用する作業	合計
大分市	8	0	0	379	387
別府市	5	0	0	73	78
中津市	2	0	0	2	4
日田市	0	0	1	0	1
佐伯市	2	0	0	40	42
臼杵市	0	0	0	2	2
津久見市	0	0	0	9	9
竹田市	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	1	1
杵築市	1	0	0	0	1
宇佐市	0	0	0	4	4
豊後大野市	1	0	0	2	3
由布市	2	0	0	9	11
国東市	2	0	0	3	5
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	1	1	2
合計	23	0	2	525	550

表 悪臭1 悪臭苦情受付件数（発生原因別）

（令和元年度）

発生原因区分 市町村等	（焼 設）却	機産 械業 作業 用	産 業 排 水	漏 流 出 洩	建 工 設 作 業	営 飲 食 業 店	投 廃 棄 物	（機 器） 家 庭 生 活	（そ の 他） 家 庭 生 活	（焼 却） 野 焼 き	自 然 系	そ の 他	不 明	合 計
県（保健所）	1	0	2	3	0	0	1	0	1	3	0	5	2	18
大分市	0	10	4	0	0	4	2	0	12	82	1	8	17	140
別府市	5	0	0	0	1	1	1	0	7	33	0	9	2	59
中津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
日田市	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
佐伯市	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
白杵市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
豊後大野市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	4
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九重町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	10	7	3	3	7	4	0	21	120	1	27	23	233

表 悪臭2 六段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱い臭い（認知閾値濃度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表 悪臭3 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 敷地境界線の地表における規制基準

ア 物質濃度による規制

（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、白杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市）

（単位:ppm）

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素※	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

※別府市内は硫化水素の規制が適用されない。

イ 臭気指数による規制
(宇佐市)

第1種区域（都市計画区域内）の規制基準	第2種区域（都市計画区域外）の規制基準
12	14

注) 宇佐市は、令和2年10月1日から臭気指数による規制を開始。

(豊後大野市)

第1種区域（都市計画区域内）の規制基準	第2種区域（都市計画区域外）の規制基準
12	15

(2) 排出口における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質（*）の種類ごとに次の式により算出した流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q 悪臭物質の流量（0℃、1気圧でのm³/時）
He 補正された気体排出口の高さ（m）
Cm 敷地境界における規制基準（ppm）

* アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

イ 臭気指数による規制

(宇佐市、豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

注) 宇佐市は、令和2年10月1日から臭気指数による規制を開始。

(3) 排水における規制基準

ア 物質濃度による規制

(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市)

特定悪臭物質の種類	排水の量	規制基準（mg/L）
メチルメルカプタン	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.03
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.007
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.02
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.3
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.07
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下の場合	0.6
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下の場合	0.1
	0.1m ³ 毎秒を超える場合	0.03

イ 臭気指数による規制

(宇佐市)

第1種区域（都市計画区域内）の規制基準	第2種区域（都市計画区域外）の規制基準
28	30

注) 宇佐市は、令和2年10月1日から臭気指数による規制を開始。

(豊後大野市)

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

表 悪臭4 かおり風景100選選定地点（県内）

市 町 村	名 称
別 府 市	別府八湯の湯けむり
大 分 市	大分野津原香りの森
臼 杵 市 竹 田 市	臼杵・竹田の城下町のカボス
竹 田 市 九 重 町	くじゅう四季の草原、野焼きのかおり

図 悪臭5 畜産環境保全指導体制

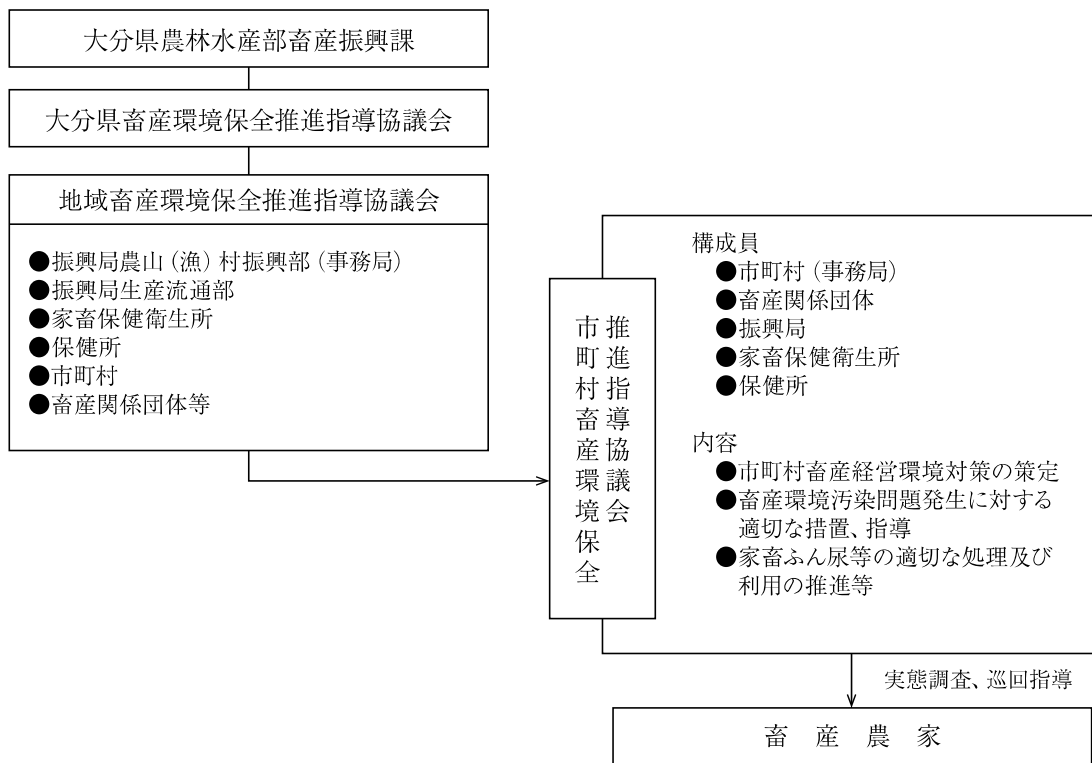


図 悪臭6 畜産環境対策推進体制

